

①-1

議 案 書

教育委員会
令和8年3月定例会

議 事 日 程

日 程	1	教育委員会議事録の承認について ……	P 5
日 程	2	第 4 号報告 …… 長崎市文化財審議会の審議結果について	P 6～ 8
日 程	3	第 1 2 号議案 …… 長崎市指定文化財の指定について	P 9～ 1 0
日 程	4	第 5 号報告 …… 長崎市外海の石積集落景観整備活用委員会 の審議結果について	P 1 1～ 1 3
日 程	5	第 6 号報告 …… 長崎市科学館運営協議会の審議結果につ いて	P 1 4～ 1 7
日 程	6	第 7 号報告 …… 長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果 について	P 1 8～ 2 1
日 程	7	第 8 号報告 …… 教育長が臨時に代理した事務の報告及び 承認について（長崎市教育委員会職員職 名規則の一部を改正する規則）	P 2 2～ 2 4
日 程	8	第 9 号報告 …… 教育長が臨時に代理した事務の報告及び 承認について（職員の人事について）	P 2 5～ 2 8
日 程	9	第 1 3 号議案 …… 長崎市立中学校の廃止について	P 2 9～ 3 1
日 程	1 0	第 1 4 号議案 …… 長崎市立桜坂中学校の設置について	P 3 2～ 3 3
日 程	1 1	第 1 5 号議案 …… 長崎市立桜坂中学校の位置の変更について	P 3 4～ 3 5
日 程	1 2	第 1 6 号議案 …… 長崎市教育方針について	P 3 6～ 3 9
日 程	1 3	第 1 7 号議案 …… 第 5 次長崎市教育振興基本計画について	P 4 0～ 4 1

日 程	1 4	第 1 8 号議案 長崎市立学校の教育職員に関する業務量 管理・健康確保措置実施計画について	P 4 2 ~ 4 3
日 程	1 5	第 1 9 号議案 長崎市教育委員会教育長事務委任規則の 一部を改正する規則	P 4 4 ~ 4 6
日 程	1 6	第 2 0 号議案 長崎市教育委員会事務局及び教育機関文 書規程の一部を改正する規程	P 4 7 ~ 5 0
日 程	1 7	第 2 1 号議案 長崎市就学取扱規則及び長崎市教育委員 会公印規則の一部を改正する規則	P 5 1 ~ 5 4
日 程	1 8	第 2 2 号議案 長崎市教育委員会職員服務規程の一部を 改正する規程	P 5 5 ~ 5 7
日 程	1 9	第 2 3 号議案 長崎市教育委員会事務局及び教育機関組 織規則の一部を改正する規則	P 5 8 ~ 5 9
日 程	2 0	第 2 4 号議案 長崎市教育委員会教育長の事務の専決等 に関する規程の一部を改正する規程	P 6 0 ~ 6 2
日 程	2 1	第 2 5 号議案 学校運営協議会の設置について	P 6 3 ~ 6 4
日 程	2 2	第 2 6 号議案 社会教育委員の委嘱について	P 6 5 ~ 6 9
日 程	2 3	第 2 7 号議案 日吉自然の家運営協議会委員の委嘱につ いて	P 7 0 ~ 7 3
日 程	2 4	第 1 0 号報告 長崎市教育支援委員会の審議結果について	P 7 4 ~ 7 6
日 程	2 5	第 1 1 号報告 教育長が臨時に代理した事務の報告及び 承認について（訴訟等に関する事務）	P 7 7 ~ 8 0

日 程 26 第28号議案 (別 冊)
教職員の人事について

教育委員会議事録の承認について

- ・ 令和 7 年 1 2 月 2 4 日 定例会議事録案 . . . 別 添
- ・ 令和 8 年 1 月 2 0 日 定例会議事録案 . . . 別 添

第4号報告

長崎市文化財審議会の審議結果について

令和8年3月16日に開催した長崎市文化財審議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和8年3月25日提出

長崎市文化財審議会

会長 本馬貞夫

理 由

長崎市文化財審議会の審議結果について、長崎市文化財保護条例施行規則第19条の規定に基づき教育委員会に報告する。

「別紙」

長崎市文化財審議会の審議結果

- 1 日時 令和8年3月16日（月） 13:30～15:30
- 2 場所 長崎市役所5階 第2委員会室
- 3 出席者 委員 12人中9人出席
事務局 文化財課長、文化財課課長補佐、
文化財課文化財係長、文化財課主事ほか 計9名

4 審議事項

(1) 長崎市指定文化財の指定について

名称 西濱町傘鉾垂（薄水色羅紗中国姑蘇十八景図）
所在地 長崎市南山手8番1号（長崎伝統芸能館傘鉾収蔵庫）
所有者 西濱町自治会 会長 坪田 源一郎
年代 文久二年（1862）作
構造型式 162.0×694.6 cm
及び数量

5 審議結果

長崎市指定文化財の指定についての諮問を受け、資料について精査し、長崎市文化観光部文化財課事務局担当者に質疑・応答を求めるなど慎重審議の結果、市指定文化財として指定することが適当であると決定した。

- (1) 名称 西濱町傘鉾垂（薄水色羅紗中国姑蘇十八景図）
[にしはまのまちかさぼこさがり（うすみずいろら
しゃちゅうごくこそじゅうはっけいず）]

- (2) 指定区分 有形文化財

「 参 照 」

○長崎市文化財保護条例施行（抜粋）

（文化財審議会）

第 1 5 条 教育委員会に長崎市文化財審議会（以下「審議会」という。）を置く。

〔 以下、略 〕

○長崎市文化財保護条例施行規則（抜粋）

（審議会の審議結果の報告）

第 1 9 条 条例第 1 5 条に規定する長崎市文化財審議会（以下この条及び次条において「審議会」という。）の会長は、審議会の審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕

第 1 2 号議案

長崎市指定文化財の指定について

長崎市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、次の文化財を長崎市指定文化財に指定する。

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 名 称 | 西濱町傘鉾垂（薄水色羅紗中国姑蘇十八景図）
[にしはまのまちかさぼこさがり（うすみずいろ
らしゃちゅうごくこそじゅうはっけいず）] |
| 2 | 種 別 | 有形文化財 |
| 3 | 所 在 地 | 長崎市南山手 8 番 1 号（長崎伝統芸能館傘鉾収蔵庫） |
| 4 | 所 有 者 | 西濱町自治会 会長 坪田 源一郎 |
| 5 | 年 代 | 文久二年（1862）作 |
| 6 | 構造型式
及び数量 | 162.0×694.6cm |

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

長崎市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、長崎市指定文化財を指定したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 4 号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「 参 照 」

○ 長崎市文化財保護条例（抜粋）

（指定）

第4条 教育委員会は、本市の区域内に存する文化財のうち重要なものを長崎市指定文化財（以下「指定文化財」という。）に指定することができる。

〔 以下、略 〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔 中 略 〕

(14) 文化財の指定及びその解除に関すること。

〔 以下、略 〕

第 5 号報告

長崎市外海の石積集落景観整備活用委員会の審議結果について

令和 8 年 2 月 4 日に開催した長崎市外海の石積集落景観整備活用委員会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

長崎市外海の石積集景観

整備活用委員会

会 長 下 川 達 彌

理 由

長崎市外海の石積集落景観整備活用委員会の審議結果について、長崎市指定文化財等保存・整備委員会規則第 8 条の規定に基づき教育委員会に報告する。

「別紙」

令和7年度第1回長崎市外海の石積集落景観整備活用委員会 審議結果

- 1 日 時 令和8年2月4日（水）13：00～15：00
- 2 場 所 長崎市出津地区ふれあいセンター
- 3 出席者 委 員 7名中 7名出席（オンライン出席1名含む。）
事務局 4名出席

4 審議事項

（1）重要文化的景観保存活用事業補助

f家のネリベイ建物保存修理活用施設整備事業

（2）「保存計画」の改定

（3）「整備活用計画」の改定

「 参 照 」

○長崎市附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

第2条 執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）
は、別表第1のとおり附属機関を設置する。

〔 以下、略 〕

別表第1（第2条関係）

附属機関の属する 執行機関等	名称	担当事務
〔 中 略 〕		
教育委員会	長崎市指定文化財等保存・ 整備委員会	重要文化財及び史跡の保 存、活用及び整備等に関す る重要事項の調査審議に関 すること。
〔 以下、略 〕		

○長崎市指定文化財等保存・整備委員会規則（抜粋）

（結果報告）

第8条 委員長は、調査審議が終わったときは、速やかにその結果を教育
委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕

第 6 号報告

長崎市科学館運営協議会の審議結果について

令和 8 年 1 月 3 0 日に開催した長崎市科学館運営協議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

長崎市科学館運営協議会

会長 原 田 康 英

理 由

長崎市科学館運営協議会の審議結果について、長崎市科学館条例施行規則第 2 3 条の規定に基づき教育委員会に報告する。

「別紙」

長崎市科学館運営協議会の審議結果

1 日 時 令和8年1月30日（金）14時00分から16時00分まで

2 場 所 長崎市科学館 工作室

3 出席者 委員 12人中9人出席

事務局 教委総務部長、生涯学習施設課長、

同課施設活用係長、同課職員1人、

指定管理者 館長、運営マネージャー

4 審議概要

(1) 報告事項

ア 利用料金の改定等について

(2) 審議事項

ア 冬の特別展示について

ア 令和7年度の事業報告（4～12月）について

イ 令和8年度の事業計画案について

5 主な意見

(1) 科学館は教育施設なので、料金の改定幅をもう少し抑えてほしかった。

(2) 冬の特別展示「おうちの防災展」は、体験できる展示もあり、また、各週末に実施されるイベントも特別展示の内容と密接に関連しており、観覧者数も多く良い展示だと思う。

(3) 夏に実施した中島川公園夜間展望会は、街の中で星が見られるイベントであり、良い取り組みだと思う。12月などの日没が早い時季に星は観測しやすいが、非常に寒いので、開催の時期を考慮しながら他の

場所でも実施してほしい。

- (4) 夏休み期間中に開催した自由研究相談会や採集品分類会の参加者が減少しているとのことだが、学校で実施した岩石採集は子どもたちが多く参加していたのでニーズはあると思う。子どもたちのニーズを把握し、科学館で行っている相談会や科学教室等の在り方を検討してほしい。
- (5) 夏に常設展で開催した「むしむし展」は観覧者が多く盛況であったとのこと、来年も開催を予定しているようだが、来年からは夏休み期間の減免が全額減免から半額減免となるため、利用者数の推移が心配である。
- (6) 紙媒体で行っていた広報を、tetoruを利用した電子媒体での広報に切り替えたことが利用者減の原因の一つとのことであったため、広報を安易に電子媒体へ移行するについては再検討が必要かもしれない。
- (7) 今後10年間で子どもの数はさらに減り、65歳以上の高齢者は4割を超える状況となる。科学館は生涯学習施設であるため、幅広い年齢層の方の利用促進を図ってほしい。
- (8) 青少年育成連合会として、子どもたちの健全育成という観点からも科学館と連携、協力していきたい。

「 参 照 」

○ 長崎市科学館条例（抜粋）

（科学館運営協議会）

第15条 科学館の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、長崎市科学館運営協議会を置く。

〔 以下、略 〕

○ 長崎市科学館条例施行規則（抜粋）

（運営協議会の審議結果の報告）

第23条 条例第15条に規定する長崎市科学館運営協議会の会長は、協議会の審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕

第 7 号報告

長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果について

令和 8 年 2 月 4 日に開催した長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

長崎市恐竜博物館運営協議会

会長 水 嶋 英 治

理 由

長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果について、長崎市恐竜博物館条例施行規則第 1 5 条の規定に基づき教育委員会に報告する。

「別紙」

長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果

- 1 日時 令和8年2月4日（水）10時00分から12時00分まで
- 2 場所 長崎市市役所5階 第2委員会室
- 3 出席者 委員 12人中10人出席
事務局 教委総務部長、生涯学習施設課長ほか3人
指定管理者 恐竜博物館長ほか5人
- 4 審議概要
 - (1) 報告事項
 - ア 使用料・手数料の変更について
 - (2) 審議事項
 - ア 令和7年度運営状況（4～12月）
 - イ 令和8年度事業計画
- 5 主な意見
 - (1) 減免に関して、新設の夏休み等長期休業日に係る子ども料金の半額減免は良い取り組みである。長期休業期間の利用を促進するため、教育普及のためのメニューや体制をより整えていただきたい。
 - (2) 減免に関して、60歳以上の高齢者を対象とした承認基準は規則からはなくなるが、仮に指定管理者から高齢者料金の設定の提案があった場合には、高齢者の観覧実績の割合を踏まえて、市は承認の諾否を判断するのが良いのではないか。
 - (3) ファンクラブが19人というのは、もっと増えて欲しいという気持ちがある。ファンクラブの方の声なども気になるところである。また、令和7年度に開催した講演会の参加者数についても非常に少なかったようなので、周知をしっかりとるように心がけていただきたい。

- (4) ファンクラブには、中学生以下に割安な会費設定がされているが、教育養成プログラムも、中学生以下を下げるなど料金設定に幅があっても良いのではないか。
- (5) 令和8年春の企画展における講演会講師への報酬費が一般的に比較してかなりの高額な計上だと思う。企画展のほかの費目に対する支出額と比べても違和感がある。むしろ会場設営費など展示内容に関わる部分に注ぐべきではないか。
- (6) 令和8年夏の企画展は、海をテーマとしていて面白い企画だと思うが、まだ内容を絞り切れていない印象がある。分野が非常に広く、展示物の学術的チェックは大変な作業になると思う。特に専門家のいない博物館から標本を借りる際は注意してほしい。
- (7) 「tetoru」での周知について、学校現場の感覚としては、確実に保護者に伝わるようになったと思う。紙媒体の場合、子どものうち2～3割はランドセルの奥でごみになっている印象がある。現場の負担も減り、とても助かっている。今後も続けてもらいたいと思う。
- (8) 子どもたちに配布しているタブレットに、恐竜博物館のホームページのアイコンがあるので、子どもたちにとっては、恐竜博物館が身近な存在になっていると思っている。
- (9) 修学旅行の誘致に関して、修学旅行の意思決定をされる先生は、テーマ性を大事にされており、長崎であれば平和教育で原爆資料館になるが、どうすれば平和教育に結びつけられるのか、連携をするのかということも考えていく必要がある。
- (10) 恐竜パーク全体について、開設から4年半たち、少なからず地域の子どもたちが少しずつ離れているように感じる。指定管理者・地域・行政が一緒に考えながらやっていたら良い。

「参 照」

○ 長崎市恐竜博物館条例（抜粋）

（恐竜博物館運営協議会）

第14条 恐竜博物館の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、長崎市恐竜博物館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

〔 以下、略 〕

○ 長崎市恐竜博物館条例施行規則（抜粋）

（恐竜博物館運営協議会の審議結果の報告）

第15条 条例第14条に規定する長崎市恐竜博物館運営協議会（以下「協議会」という。）の会長は、協議会の審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕

第 8 号報告

教育長が臨時に代理した事務の報告及び承認について（長崎市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則）

恐竜研究所に学芸員の係長級を新たに配置することに伴い、職名を追加するため、長崎市教育委員会職員職名規則（昭和 5 0 年長崎市教育委員会規則第 2 号）を改正するにあたり、長崎市教育委員会教育長事務委任規則（昭和 2 7 年長崎市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、教育委員会の決定を経る必要が生じたが、教育委員会の会議を開催する暇がなく、同規則第 3 条第 2 項の規定により別紙のとおり臨時に事務を代理したので、同規則第 3 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

「別 紙」

長崎市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 1 7 日

長崎市教育委員会教育長 西 本 徳 明

長崎市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

長崎市教育委員会職員職名規則（昭和 5 0 年長崎市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「係長」の次に「、事務長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「参 考」

・長崎市教育委員会職員職名規則 新旧対照表 別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔 中 略 〕

(7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔 中 略 〕

（教育長に臨時に代理させる事務）

第3条第2項 教育委員会は、前条第1項各号に掲げるものであつても、緊急を要し会議を開くいとまのないときは、教育長に臨時に代理させることができる。

第3条第3項 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その旨を次の教育委員会の会議に報告し、承認を受けなければならない。

〔 以下、略 〕

第 13 号議案

長崎市立中学校の廃止について

次のとおり長崎市立中学校を廃止するものとする。

1 名称及び住所

- (1) 長崎市立桜馬場中学校 長崎市桜馬場 2 丁目 2 番 1 号
- (2) 長崎市立片淵中学校 長崎市片淵 3 丁目 22 番 22 号
- (3) 長崎市立長崎中学校 長崎市立山 1 丁目 9 番 1 号

2 廃止予定日

- (1) 長崎市立桜馬場中学校 令和 11 年 3 月 31 日
- (2) 長崎市立片淵中学校 令和 11 年 3 月 31 日
- (3) 長崎市立長崎中学校 令和 16 年 3 月 31 日

令和 8 年 3 月 25 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西本 徳明

理 由

長崎市立桜馬場中学校、長崎市立片淵中学校及び長崎市立長崎中学校における生徒数減少と施設老朽化の状況を勘案し、保護者及び地域住民との協議を行ってきたが、これらの中学校を廃止し、(仮称)長崎市立東部中央地区新設中学校として、統合することについて合意を得たことに伴い、長崎市立桜馬場中学校、長崎市立片淵中学校及び長崎市立長崎中学校を廃止したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号

の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「 参 照 」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

（教育長に委任する事務）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔 中 略 〕

(2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。

〔 以下、略 〕

第 1 4 号議案

長崎市立桜坂中学校の設置について

次のとおり長崎市立桜坂中学校を設置するものとする。

- 1 名称 長崎市立桜坂中学校
- 2 住所 長崎市片淵 3 丁目 2 2 番 2 2 号
- 3 設置予定日 令和 1 1 年 4 月 1 日

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

長崎市立桜馬場中学校、長崎市立片淵中学校及び長崎市立長崎中学校における生徒数減少と施設老朽化の状況を勘案し、保護者及び地域住民との協議を行ってきたが、これらの中学校を廃止し、(仮称)長崎市立東部中央地区新設中学校として、統合することについて合意を得たことに伴い、当該新設中学校として令和 1 1 年 4 月 1 日に長崎市立桜坂中学校を設置したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「 参 照 」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

（教育長に委任する事務）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔 中 略 〕

(2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。

〔 以下、略 〕

第 15 号議案

長崎市立桜坂中学校の位置の変更について

次のとおり長崎市立桜坂中学校の位置を「長崎市片淵 3 丁目 2 2 番 2 2 号」から「長崎市桜馬場 2 丁目 2 番 1 号」に変更するものとする。

- 1 名称 長崎市桜坂中学校
- 2 住所 長崎市桜馬場 2 丁目 2 番 1 号
- 3 変更予定日 令和 16 年 4 月 1 日

令和 8 年 3 月 25 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

長崎市立桜坂中学校の移転に伴い、その位置を変更する必要があるので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 6 号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「 参 照 」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

（教育長に委任する事務）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔 中 略 〕

(6) 学校その他教育機関の敷地の選定及び変更を決定すること。

〔 以下、略 〕

第 1 6 号議案

長崎市教育方針について

長崎市教育方針を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

長崎市教育方針を定めたいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「別 紙」

長崎市教育方針

長崎市の教育は、学校・家庭・地域が一体となって、長崎のまちを愛し、変化に対応しながら、新たな時代を自分らしく生き抜く子どもたちの育成をめざすとともに、だれもが生涯を通じていきいきと学び、その学びを通じて仲間づくりや地域づくりを行うことができる社会の実現に努める。

とくに、長崎市がめざす将来の都市像「個性輝く世界都市」、「希望あふれる人間都市」の実現に向け、長崎市独自の歴史・文化を活かし、平和を求め、多様性を認め合う、国際性豊かな市民の育成に努める。

「参 考」

・長崎市教育方針の改定の推移

平成26年度 ～ 平成27年度	<p>長崎市教育委員会は、学校、家庭、地域が一体となって、創造的で豊かな人間性を備えた子どもたちの育成と、市民一人ひとりが心身ともに豊かな人生を送ることができる生涯学習社会の実現に努め、もって教育基本法に明示された教育の目的の達成に期する。</p> <p>特に、長崎市独自の歴史・文化・自然にかんがみ、国際性に富み、平和の希求とふるさとを愛する市民の育成に努める。</p>
平成28年度 ～ 令和3年度	<p>長崎市の教育は、学校、家庭、地域が一体となって、創造的で豊かな人間性を備えた次代を生きぬく子どもたちの育成をめざすとともに、市民一人ひとりがいきいきと学び、心身ともに豊かな人生を送ることができる社会の実現に努める。</p> <p>とくに、本市がめざす「個性輝く世界都市」、「希望あふれる人間都市」と、長崎市の歴史・文化・自然の特性を踏まえ、平和を希求し、国際性と郷土愛あふれる市民の育成に努める。</p>
令和4年度 ～ 令和7年度	<p>長崎市の教育は、学校・家庭・地域が一体となって、長崎のまちを愛し未来を担う子どもたちの育成をめざすとともに、だれもが生涯を通じていきいきと学び、楽しみ続けられる社会の実現に努める。</p> <p>とくに、本市がめざす将来の都市像「個性輝く世界都市」、「希望あふれる人間都市」の実現に向け、長崎市独自の歴史・文化を活かし、平和を求め、多様性を認め合う、国際色豊かな市民の育成に努める。</p>

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。

〔以下、略〕

第 17 号議案

第 5 次長崎市教育振興基本計画について

第 5 次長崎市教育振興基本計画を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 25 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

第 4 次長崎市教育振興基本計画の計画期間が満了することに伴い、第 5 次長崎市教育振興基本計画を定めたいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定により、教育委員会の決定を経るためこの議案を提出する。

「別 紙」

第5次長崎市教育振興基本計画

・・・・別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。

〔以下、略〕

第 1 4 号議案

長崎市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

長崎市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

令和 7 年 6 月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、長崎市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を定めたいが、特に重要と認められるものであることから、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 5 条の規定により、教育委員会の決定を経るためこの議案を提出する。

「別 紙」

長崎市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

・・・・別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第5条 教育長は、委任された事務又は前条各号の規定により専決する事務について、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、教育委員会の決定を経なければならない。

第 19 号議案

長崎市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則

長崎市教育委員会教育長事務委任規則（昭和 27 年長崎市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「学校教育又は社会教育」を「教育」に改め、「一般方針」を「基本的な方針又は重要な計画」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 25 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

教育長に委任できない事務として重要な計画を規定したいのと、その他所要の整備を行いたいため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則 新旧対象表 . . . 別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

○ 教育基本法（抜粋）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

〔以下、略〕

○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（抜粋）

第8条 教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会が服務を監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画（以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。）を定めるものとする。

2 業務量管理・健康確保措置実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標

二 業務量管理・健康確保措置の内容

三 その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項

3 教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総合教育会議（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第一条の四第一項の総合教育会議をいう。次項において同じ。）に報告するものとする。

4 教育委員会は、毎年度、文部科学省令で定めるところにより、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告するものとする。

5 都道府県の教育委員会は、市町村（特別区を含み、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。）の教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置実施計画（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員に係る部分に限る。）の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

〔以下、略〕

第 20 号議案

長崎市教育委員会事務局及び教育機関文書規程の一部を改正する規程

長崎市教育委員会事務局及び教育機関文書規程（平成 21 年長崎市教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 31 条第 1 項中「発送する文書には」を「施行する文書のうち、次の各号のいずれかに該当するものは」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法令等の規定により公印の押印が義務付けられている文書
- (2) 権利又は義務に重大な影響を及ぼす文書
- (3) 特定の事実を証明する文書
- (4) 儀礼的に押印すべき文書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、所属長が特に必要があると認める文書

第 31 条第 2 項を削る。

第 1 号様式及び第 2 号様式中「受領印」を「受領者」に改める。

第 4 号様式中「係印」を「担当者」に改める。

第 5 号様式中「総務課受領印」を「総務課受領者」に改める。

第 6 号様式中「受領印」を「受領者」に、「送達者印」を「送達者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に存する公印の印影を印刷した文書（長崎市教

育委員会公印規則（平成14年教育委員会規則第11号）第11条第2項の規定により管理者の承認を受けた文書に限る。）又は電子公印を使用した文書（同規則第12条第3項の規定により総務課長の承認を受けた文書に限る。）で施行していないものに係る押印については、この規程による改正後の長崎市教育委員会事務局及び教育機関文書規程第31条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

令和8年3月25日提出

長崎市教育委員会

教育長 西本徳明

理 由

事務の簡素化、効率化及びデジタル化等への対応を図るため、公印を押さなければならない文書を限定列記することで、公印を必要とする文書を明確化するとともに、特殊文書配布簿等の押印を廃止したいため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市教育委員会事務局及び教育機関文書規程 新旧対象表

・・・別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会公印規則（抜粋）

（印影の印刷）

第 1 1 条 公印の押印を必要とする文書のうち教育長が適当と認めるものについては、公印の押印に代えて、当該文書に公印の印影を印刷することができる。

2 公印の印影を印刷しようとする者は、印刷すべき文書を管理者に提示し、管理者の承認を受けなければならない。

3 公印の印影を印刷した文書のうち不要となつたものについては、速やかに焼却、裁断等の方法により廃棄しなければならない。

（電子公印）

第 1 2 条 課長は、電子計算組織により作成する文書に公印の押印を必要とする場合において、特に必要があると認めるときは、総務課長の承認を得て、公印の押印に代えて、電子計算組織に記録した公印の印影を打ち出したもの（以下「電子公印」という。）を使用することができる。

2 前項の規定により電子公印を使用する場合は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 複写による偽造を防止するため、複写した場合に複写等の文字が浮かび出る等の工夫を用紙に施す等の措置を講ずること。

(2) 直接に文書の交付を受けた者でなくとも当該文書が真正に作成されたものであることを推察することができるよう用紙に模様を印刷し、透かしを入れる等の措置を講ずること。

(3) 印影の色を黒色とする場合には、用紙にその旨を記載する等の措置を講ずること。

3 第1項の総務課長の承認を受けようとする課長は、総務課長に電子公印使用承認申請書（第3号様式）を提出しなければならない。

〔以下、略〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

(7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

第 2 1 号議案

長崎市就学取扱規則及び長崎市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

(長崎市就学取扱規則の一部改正)

第 1 条 長崎市就学取扱規則（昭和 3 5 年長崎市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式から第 2 号様式の 2 中「印」を削る。

第 4 号様式中「印」を削る。

(長崎市教育委員会公印規則の一部改正)

第 2 条 長崎市教育委員会公印規則（平成 1 4 年長崎市教育委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項のひな形の欄を次のように改める。

ひな形
1
2
3

4
5
6
7、8、 9、1 0、1 1 又は1 5
1 3 又は 1 4

別表第1第2項の表中長崎市教育委員会印の部を削り、学校教育印の部ひな形の欄「1 3」を「1 2」に改める。

別表第2中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第16項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の長崎市就学取扱規則に定める様式による

用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

令和8年3月25日提出

長崎市教育委員会

教育長 西本徳明

理 由

行政手続における押印廃止及び署名見直し方針の変更並びに公文書への公印押印の取扱い見直しに伴い、辞令、就学时健康診断通知書、就学通知書及び転入学（編入学）通知書の専用公印を廃止したいため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市就学取扱規則 新旧対照表 . . . 別 添
- ・ 長崎市教育委員会公印規則 新旧対照表 . . . 別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

第 2 2 号議案

長崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する規程

長崎市教育委員会職員服務規程（平成 2 1 年長崎市教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「長崎市教育委員会職員に対する発令及び辞令書の取扱いに関する規程（平成 2 1 年長崎市教育委員会訓令第 2 号）第 4 条の規定」を「長崎市教育委員会職員に対する発令及び辞令書の取扱いに関する規程（平成 2 1 年長崎市教育委員会訓令第 2 号）」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

本規程において規定している事項のうち、職員に対する発令及び辞令書に関する取扱いについては、別の規程においても同内容を定められており重複していることからこれを削除するため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市教育委員会職員服務規程 新旧対象表 ・ ・ ・ 別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会職員服務規程（抜粋）

（準用規定）

第 3 条 前条に規定するものを除くほか、職員の服務については、長崎市職員服務規程第 3 条から第 13 条までの規定を準用する。この場合において、同規程第 3 条、第 4 条第 2 項及び第 6 条第 1 項中「市長」とあるのは「教育長」と、同規程第 7 条の 2 第 1 項中「市長の定める職員」とあるのは「第 2 条第 1 項各号に掲げる職員」と、同規程第 9 条中「職員に対する発令及び辞令書の取扱いに関する規程（平成 21 年長崎市訓令第 6 号）第 4 条の規定」とあるのは「長崎市教育委員会職員に対する発令及び辞令書の取扱いに関する規程（平成 21 年長崎市教育委員会訓令第 2 号）第 4 条の規定」と、同規程第 10 条中「人事課」とあるのは「総務課」と、同規程第 11 条及び第 13 条中「市長」とあるのは「教育長」と、同規程第 2 号様式中「副市長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。

〔以下、略〕

○ 長崎市服務規程（抜粋）

（事務引継）

第 9 条 退職又は休職を命ぜられたときは速やかに、勤務替えについて職員に対する発令及び辞令書の取扱いに関する規程（平成 21 年長崎市訓

令第6号)第4条の規定により内示があつたときは発令の日の前日までに、後任者又は所属長の指定する職員に事務を引き継ぎ、そのてん末を連署をもつて所属長に届け出なければならない。

〔以下、略〕

○ **職員に対する発令及び辞令書の取扱いに関する規程（抜粋）**

（内示）

第4条 昇任、降任、転任、兼務、併任、解職及び派遣の発令を行うときは、当該発令を行う日の前に、発令する内容を記載した内示書に基づき、当該発令の対象となる職員に対し、書面又は口頭により内示するものとする。

〔以下、略〕

○ **長崎市教育委員会職員に対する発令及び辞令書の取扱いに関する規程**

長崎市教育委員会職員に対する発令及び辞令書の取扱いについては、別に定めるもののほか、職員に対する発令及び辞令書の取扱いに関する規程（平成21年長崎市訓令第6号）の例による。

○ **長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）**

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

(7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

第 2 3 号議案

長崎市教育委員会事務局及び教育機関組織規則の一部を改正する規則

長崎市教育委員会事務局及び教育機関組織規則（昭和 6 1 年長崎市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項の表に次のように加える。

事務長	係の事務又は所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
-----	------------------------------

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

係長級の職を新たに加えることに伴い、職名を追加したいため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市教育委員会事務局及び教育機関組織規則 新旧対象表

・・・別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

第 2 4 号議案

長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程（平成 2 1 年長崎市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 1 号中「及び所長」を「、所長及び事務長」に改める。

別表第 1 第 2 項第 2 号中「1 月以上の使用の場合（異例又は重要なものを除く）」を「軽易なもの（許可期間が 1 年を超え、かつ使用料が 3 0 万円を超えるものに限る）」に、「1 月未満の使用の場合（異例又は重要な）」を「軽易なもの（許可期間が 1 年を超え、かつ使用料が 3 0 万円を超える）」に改める。

別表第 1 第 3 項の表に次のように加え、第 1 号を第 2 号とし、第 2 号から第 1 2 号までを 1 号ずつ繰り下げる。

(1) 要綱（市民に対する指導、勧告等の行政指導に関することを除く）の制定、全部改正又は廃止及び要綱の一部改正をすること。	軽易なもの		
---	-------	--	--

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表第 1 第 2 項の規定は、同日以後に起案がなされたものから適用する。

令和 8 年 3 月 2 5 日 提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

教育財産の目的外使用許可に係る専決区分を見直すこと、要綱の制定等における専決区分を追加すること、及び係長級の職を新たに加えることに伴い、用語の意義を追加したいため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

・長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程 新旧対象表

・・・別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

(7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

第 2 5 号議案

学校運営協議会の設置について

次のとおり学校運営協議会を設置する。

1 学校運営協議会を設置する学校

長崎市立戸町小学校及び長崎市立戸町中学校

2 設置日 承認の日

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

長崎市学校運営協議会規則第 3 条の規定により、学校運営協議会を設置したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 6 号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 照」

○ 長崎市学校運営協議会規則（抜粋）

（協議会の役割）

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、教育委員会及び対象学校の校長（以下「校長」という。）の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等（以下「保護者等」という。）の学校運営への参画並びに保護者等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校及び保護者等との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

（設置）

第3条 教育委員会は、前条の役割を達成できると認める長崎市立小学校条例（昭和39年長崎市条例第20号）別表に掲げる小学校（以下「小学校」という。）又は長崎市立中学校条例（昭和39年長崎市条例第21号）別表に掲げる中学校（以下「中学校」という。）ごとに協議会を設置するものとする。ただし、法第47条の5第1項ただし書の文部科学省令で定める場合には、2以上の小学校又は中学校について、1の協議会を設置することができる。

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔 中 略 〕

(16) 学校運営協議会の設置並びに委員の任命及び委嘱に関すること。

〔 中 略 〕